

航空自衛隊仕様書				
仕様書の種類	内容による分類		役務仕様書	
	性質による分類		共通仕様書	
物品番号			仕様書番号	
品名 又は 件名	現地外注整備共通仕様書 (道路運送車両法適用市販型車両)		笠取LPS-V00002-1	
			承認	令和3年12月15日
			作成	令和3年11月30日
			改正	令和7年 5月14日
				令和 年 月 日
作成部隊等名	第1警戒隊			

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊笠取山分屯基地が行う道路運送車両法の適用を受ける市販型車両の現地外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。

1.2 用語及び定義

a) 個別TO等

- 1) 当該車両に適用する技術指令書
- 2) 製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。）

b) 車両等 航空自衛隊車両等整備基準に示す車両等及びその構成品、部品、付属品及び予備品をいう。

c) 修理不能

- 1) 個別仕様書に規定された修理限度を超える場合。
- 2) 個別仕様書に規定がない限り、修理に必要な部品材料費（官給品を含む。）、役務費及び梱包輸送費を含む総費用が新品取得時の65%以上になる場合。

d) 監督 契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。

e) 検査 調達物品等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し、合格又は不合格の判定を行うことをいう。

f) FAINES 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下、整備振興会という。）の運営する整備関連情報を閲覧可能なシステムをいう。

g) 自動車整備標準作業点数表 整備振興会が各自動車製造会社における車種別の定期点検及び一般整備の標準作業点数を示したものをいう。

品 名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
-----	-----------------------------

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

- 1) DSP Z 9000 品質管理適用仕様書
- 2) DSP Z 9004 技術変更提案の様式

b) 法令等

- 1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 2) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 3) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- 4) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）
- 5) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
- 6) 自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）
- 7) 自動車の点検及び整備に関する手引（昭和58年運輸省令告示第123号）

c) 技術指令書

- 1) 個別T〇等

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては、車両等の特性、状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

なお、整備工数等については、FAINES又は自動車整備標準作業点数表を基準とし、設定する。

a) 定期点検

- 1) 道路運送車両法第48条に基づく定期点検（3か月、6か月、12か月、24か月）及び特殊装置の点検を実施するものとする。
- 2) 自動車点検基準及び自動車の点検及び整備に関する手引及び付表1「特殊装置検査基準」に基づき目視点検、機能点検又は計測器等の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するのに必要な作業の要否を確認する。確認の結果を自動車点検基準に定められた点検整備記録簿に記録するものとする。
- 3) 定期点検に先立ち、附属品、予備品を車両等に備え付けられている車歴簿の附属品、工具員数表により、員数を確認し付表2「車両等員数表」に記録するものとする。

b) その他の整備 個別仕様書で規定した作業を実施する。

c) 分解検査 定期点検の結果、判明した要修理箇所を整備するため必要な単位に分

品 名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
-----	-----------------------------

解する。また、分解した部品は個別仕様書に引用する技術指令書に定める整備基準等に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するのに必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品、材料（以下、部品等という。）を判定する。確認の結果を付表3「必要部品及び修理要領明細書」に記録するものとする。

d) 修理等

- 1) 交換 この仕様書の分解検査において交換を要すると判定された部品等を交換する。官給品の場合は付表4「官給部品使用明細書」、会社準備品の場合は付表5「材料使用明細書」に記録する。
 - 2) 加工 修理のため要修理品の状態、特性に応じ最も適した方法で行う。
 - 3) 組立・調整 この仕様書の分解検査において使用可能品と判定されたもの、修理等の交換及び組立・調整において修復した部品等を、車両等の性能を発揮させるため適正な手順、方法により組立、必要に応じ各部位を調整する。
 - 4) 潤滑 車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため、適合した油脂を選定（官給品を除く。）のうえ適正量を給油する。
- e) 塗装等 部分塗装を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させるものとする。
- f) 作業の中止 次に示す場合は作業を一時中止し、監督官に申し出て監督官の指示を受けるものとする。
- 1) 車両等を修復するため、仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合。
 - 2) 当該車両等が整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合。ただし、この仕様書の修理不能の修理限度を超える場合に該当する場合は、付表6「修理不能品発生（見込）報告書」を作成し監督官に提出するものとする。

2.2 材料

- a) 整備作業に必要な部品、材料は個別仕様書で規定したものを除き契約相手方において準備する。
- b) 部品、材料は原則として製造会社の純正部品及び付表7「優良自動車部品一覧表」に示す優良部品とする。また、別表1と別表2に定める割引率を適応するものとする。
- c) 整備作業において、修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は活用を図るものとする。ただし、流用は同一契約の範囲とする。

3 品質保証

3.1 監督・検査

検査官等は、役務について契約担当官の定める監督及び検査事務処理要領により実施する。

品 名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
-----	-----------------------------

4 その他の指示

4.1 提出書類

- a) 点検整備記録簿
- b) 車両等員数表（付表2）
- c) 必要部品及び修理要領明細書（付表3）
- d) 官給部品使用明細書（付表4）
- e) 材料使用明細書（付表5）
- f) 修理不能品発生（見込）報告書（付表6）
- g) その他契約担当官の指示するもの。

4.2 官給品

原則として官給を受けなければならない。

4.3 付属品・予備品

付属品・予備品の整備は、個別仕様書で特に規定した場合を除き原則として整備の対象外とする。

4.4 秘密保全・安全管理

- a) 契約相手方は、自衛隊車両の情報を第三者に漏らしてはならない。
- b) 契約相手方は、自衛隊車両の写真撮影については役務に必要な場合のみとし、監督官の許可を得るものとする。また、写真、ファイル及びデータについては、監督官へ提出後、完全に消去し保持しないものとする。

4.5 その他必要な事項

- a) 契約相手方の不注意によって発生した事故における賠償及び補償等については、契約相手方の責任において行うものとする。
- b) 契約相手方は、この仕様書に記載されていない事項で関係法令上、当然実施しなければならない事項については、その法令に基づき確実に実施する。また、疑義が生じた場合には、監督官と協議するものとする。
- c) 仕様書の内容に相違がある場合、明示のない場合又は不具合が生じた場合は監督官と協議するものとする。
- d) 車両の搬出、搬入は官側が行うものとする。

付表1－特殊装置検査基準

点検項目	検査時期		点検の実施方法
	F I	F M	
1. キャリッジ	○	○	次の点検を実施する (1) 背当て（バックレスト）の安全度を検査する。フォークの曲がり を検査し、ロック・ピンが定位置に固着されていることを確かめる。 (2) ローラー及びシューの接着、摩耗、き裂及び破損を検査する。キャ リッジ及びマスト・アッセンブリの損傷またはアライメントが正し くないかを検査する。すべてのボルト、ナットを締付ける。 (3) シリンダの漏れを点検する。
2. 操作レバー	○	○	次の点検を実施する (1) リンク機構、ペダル及びケーブル全体の作動良好と給油を検査す る。 (2) ロッド、ピン、クレビス及びケーブル、ブッシュまたはベアリン グの状態、調整が正しいか及び確実にしまっているかを検査する。 キーパー、コッター、ピン及びボルトが確実に定位置に固定されて いることを確認する。
3. チェーン	○	○	チェーンの外部状態を点検し、破損過度の摩耗の有無を点検する。
4. ケーブル	○	○	ケーブルの外部状態を点検し、ドラム等に整然と巻き取られているこ とを確認する。ケーブルの破損、錆、過度の摩耗、よれ、こぶ及びより 線の断線の有無を点検する。
5. シリンダ	○	○	次の点検を実施する (1) シール、ガスケット、ブーツ、パッキン及び配管の機能良好、取 付けの確実及び漏洩を点検する。 (2) ピストン・ロッド、パッキン押えを締める。（ロッドの表面には 薄い膜が必要であるからあまり締めつけ過ぎてはいけない。）
6. 油圧ポンプ	○	○	往復運動式、遠心式、ダイアフラム式ポンプ、ピストン、インペラ、 ダイアフラム及びシャフトの漏れ、アライメント及び過度の摩耗を検査 する。
7. 一般漏えい	○	○	次の点検を実施する (1) 原動機以外の水、空気、油系統の漏えいを綿密に点検する。 (2) ローラー・ベアリング、シャフト及びローラーの摩耗を点検する。 ローラーは円滑に回転することを確認する。 (3) ローラーの通路は清浄にして平滑でなければならない。
8. 旋回機構	○	○	次の点検を実施する (1) 作動良好、取付けの確実を点検し、摩耗度は、使用可能程度を超 えていないかを確かめる。 (2) 給油の適正を点検する。
9. マスト本体、ブーム	○	○	安全的状態を点検する。メンバーの破損と安全度、シーブの過度の摩 耗あるいはケーブルを破損する恐れのあるフランジの破損を点検する。 ブッシュとピンの過度の摩耗を点検し、ピン、リテーナが確実であるこ とを確認する。ブーム・ケーブルのよれこぶ及びより線のすり切れ又は 断線を点検する。ケーブルは切損するおそれがある前に交換する。すべ ての取付けを確実に締付ける。
10. 安全クラッチ、減速機構	○	○	機能良好、正規の調整、取付けの確実並びに油漏れを点検する。
11. ドラム	○	○	次の点検を実施する (1) 外部状態を点検、機能良好及びアライメントを点検する。 (2) ドラムのベアリングの過度の摩耗を点検し、シールは良好な状態 であることを確認する。
12. 昇降機構	○	○	次の点検を実施する (1) 作動良好、取付けの確実、アライメント及び給油を点検する。ハ ウジングのシールとガスケットの漏れ及びき裂を点検する。ドラム のブッシュが作動に影響するほど摩耗していないか点検する。ケー ブルの錆、過度の摩耗、よれ、こぶ及びより線の断線を点検する。 ケーブルはドラムに整然と巻き取られているかを確認する。シーブ、 ベアリングと取付けの状態を点検する。 (2) シーブ（つな車）はケーブルをいためつけるほど破損又は摩耗し ていないかを点検する。

付表1－特殊装置検査基準（続き）

点検項目	検査時期		点検の実施方法
	F I	F M	
13. コンミュテータ及びブラシ	○	○	次の点検を実施する (1) コンミュテータ及びブラシの摩耗状態並びに、レギュレータの機能を点検する。 (2) コンミュテータ、ベアリングの摩耗と油止めの漏れを点検する。 (3) オイル及びグリースが過度にないことを点検しよごれがあれば清掃する。
14. コントローラ	○	○	スイッチ、ギヤ、配線及びサーキット・ブレーカの作動状態の点検、すべての部品が正しく、確実に取付けてあること及び電気的接続が確実にであることを点検する。すべての取付ボルトを確実に締めつけること。
15. パワー・テイク・オフ	○	○	次の点検を実施する (1) 機能良好、正規の調整取付けの確実及び漏れを次の個所について点検する。 (2) プロペラ・シャフト、ユニバーサル・ジョイント、ピロー・ブロック、ドライブ・チェーン、スラック、アジャスタ、コントロール・レバー
16. 索導器 (FAIRLEAD) (クレーン全般に適用)	○	○	ブッシュ、ピン、シーブ及びマウンティングの過度の摩耗を点検する。ケーブルの摩耗、より線のすり切れ又は切損並びにフラット・スポットを点検する。
17. クレーン・アタッチメント	○	○	次の点検を実施する (1) ブームの各軸受部、溶接部及び全般について点検する。割れ、歪み、損傷等の有無を点検する。 (2) 各シーブの変形、溝の著しい摩耗及びフランジの偏摩耗等の有無を点検する。 (3) 軸と軸金の摩耗を点検し、間隔が規定以上のときは調整する。
18. キャタピラ	○	○	次の点検を実施する (1) キャタピラに変形、き裂等が入っていないか点検する。センター・ガイドの摩耗による破損はどうか。 (2) リベットのゆるみはないかを調べ、過度の摩耗及び破損があれば交換する。 (3) 連結チェーンのマスター・ピンが確実に締まっているかを点検する。破損又は過度に曲ったトラック・シールは交換する。
19. 排土板及びスクレーパ	○	○	排土板、サークル・ピン、キング・ピン、ピボット・ソケット及びホルルの過度の摩耗と全般的状態を点検する。取付ボルトのゆるみ点検、スクレーパに変形及び破損はないか、過度の摩耗又はき裂の有無を点検する。
20. フィフス・ホイール	○	○	次の点検を実施する (1) 締付け、取付けが正常な状態にあり、ゆるみ、破損等がなく作動が良好であるか点検する。 (2) 給油の状態を検査する。キング・ピン・ロックは正しく作動するか、キング・ピンに過度の摩耗はないかを点検する。
21. 補助脚	○	○	次の点検を実施する (1) 補助脚を手動しその作動状態を点検する。 (2) 各締付部、取付け部が正常であるか、破損がないか点検する。
22. キング・ピン	○	○	キング・ピンは正常な状態にあるか、摩耗破損等の欠陥がないか作動状態が良好か、カップラとの結合個所は完全であるか点検する。
23. 荷物室冷却装置	○	○	荷物室冷却装置は正常な状態にあるか、コンデンサー及びモーターに異常・損傷はないか、作動状態が良好か、温度センサーは適切であるか点検する。
24. 積み込み装置	○	○	積み込み装置が円滑に作動するか、緊急停止ボタンは作動するか、ロック機構は正常か点検する。
25. 各種安全装置	○	○	緊急停止装置、警音装置等は作動するか点検する。

付表 3-1 必要部品及び修理要領明細書

必要部品及び修理要領明細書	
調達要求番号	
契約番号	
物品番号	
品名(型式)	
一連番号	
適用技術図書	発刊 年 月 日
会社名	
監督官名	
確認年月日	

注：適用技術図書は、本表作成に使用したT O（日付を含む。）のみ記載する。

付表6－修理不能品発生（見込）報告書

修理不能品発生（見込）報告書

航空自衛隊

第1警戒隊

契約担当官殿

住所

会社名

代表者名

調達要求番号		数量	
契約番号		金額	
契約年月日		納期	
品名			

上記契約について、修理限度額超過が見込まれますので、指示されたく報告します。

監督官確認

年月日

階級

氏名

付表6－修理不能品発生（見込）報告書（続き）
計 算 内 訳 資 料

1	品 名	
2	物 品 番 号	
3	数 量	
4	取 得 価 格	
5	一 連 番 号	
6	直 接 材 料 費 加 工 費 直 接 経 費	
	（ 製 造 原 価 ） 一 般 管 理 費	
	（ 総 原 価 ） 支 払 利 子 利 益 梱 包 ・ 輸 送 費	
	（ 修 理 費 ）	
7	官 給 部 品 費	
8	総 修 理 費	
9	（ 8 ÷ 4 ）（ % ）	
10	摘 要	

付表 7 - 優良自動車部品一覧表

優良自動車部品一覧表

番号	品名	指定銘柄
1	ファンベルト	三ツ星ゴム、バンドー化学
2	スパークプラグ	日本特殊陶業 (NGK)、デンソー
3	ランプバルブ	小糸製作所、フィリップス、日星工業、市光工業 エスワイエス、スタンレー電気、東芝ライテック
4	ワイパーブレード	日本ワイパーブレード、マルエヌ
5	フィルターエレメント (専用品を除く)	東洋エレメント工業、アルプス工業、日東工業、 エイケン工業、日本マイクロフィルター工業、 パシフィック工業、ユニオン工業

別表1

部品割引率一覧表		
品名	部品区分	割引率
純正部品	トヨタ部品	13.0%
トランスミッション・トランスファー 及びアクスル各ASSY	〃	13.0%
純正部品	日産部品	14.0%
ノズル	〃	14.0%
ノズルアンドホルダーASSY及 びその構成部品(ノズルは除く)	〃	14.0%
トランスミッション・トランスファー 及びアクスル各ASSY	〃	14.0%
純正部品	日野自動車部品	15.0%
ノズル	〃	15.0%
ノズルアンドホルダーASSY及 びその構成部品(ノズルは除く)	〃	15.0%
トランスミッション・トランスファー 及びアクスル各ASSY	〃	15.0%
純正部品	UDトラック部品	10.0%
ノズル	〃	35.0%
ノズルアンドホルダーASSY及 びその構成部品(ノズルは除く)	〃	20.0%
トランスミッション・トランスファー 及びアクスル各ASSY	〃	15.0%
純正部品	いすゞ部品	15.0%
ノズル	〃	15.0%
ノズルアンドホルダーASSY及 びその構成部品(ノズルは除く)	〃	15.0%
トランスミッション・トランスファー 及びアクスル各ASSY	〃	15.0%
純正部品	三菱ふそう部品	13.0%
ノズル	〃	13.0%
ノズルアンドホルダーASSY及 びその構成部品(ノズルは除く)	〃	13.0%
トランスミッション・トランスファー 及びアクスル各ASSY	〃	13.0%
純正部品	新明和工業	3.0%
純正部品	古河ユニック	3.0%
純正部品	極東開発工業	5.0%

別表2

優良自動車部品割引率一覧表		
品名	指定銘柄	割引率
ファンベルト	三ツ星ゴム バンドー化学	53.0%
スパークプラグ	日本特殊陶業(NGK) デンソー	53.0%
ランプバルブ	小糸製作所 フィリップス 日星工業 市光工業 エスワイエス スタンレー電気 東芝ライテック	53.0%
ワイパーブレード	日本ワイパーブレード マルエヌ	53.0%
フィルターエレメント (専用品は除く)	東洋エレメント工業 アルプス工業 日東工業 エイケン工業 日本マイクロフィルター工業 パシフィック工業 ユニオン工業	53.0%

航空自衛隊仕様書				
仕様書の種類	内容による分類		役務仕様書	
	性質による分類		共通仕様書	
物品番号			仕様書番号	
品名 又は 件名	現地外注整備共通仕様書 (道路運送車両法適用除外 市販型車両)		笠取LPS-V00003-1	
			承認	令和3年12月15日
			作成	令和3年11月30日
			改正	令和7年 5月14日
				令和 年 月 日
作成部隊等名	第1警戒隊			

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊笠取山分屯基地が行う道路運送車両法適用除外となっている市販型車両の現地外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。

1.2 用語及び定義

a) 個別TO等

- 1) 当該車両に適用する技術指令書
- 2) 製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。）

b) 車両等 航空自衛隊車両等整備基準に示す車両等及びその構成品、部品、付属品及び予備品をいう。

c) 修理不能

- 1) 個別仕様書に規定された修理限度を超える場合。
- 2) 個別仕様書に規定がない限り、修理に必要な部品材料費（官給品を含む。）、役務費及び梱包輸送費を含む総費用が新品取得時の65%以上になる場合。

d) 監督 契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。

e) 検査 調達物品等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し、合格又は不合格の判定を行うことをいう。

f) I検査 6か月ごとの定期検査をいう。

g) M検査 12か月ごとの定期検査をいう。

h) FAINES 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下、整備振興会

品 名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）
-----	-------------------------------

という。)の運営する整備関連情報を閲覧可能なシステムをいう。

- i) 自動車整備標準作業点数表 整備振興会が各自動車製造会社における車種別の定期点検及び一般整備の標準作業点数を示したものをいう。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

- 1) DSP Z 9000 品質管理適用仕様書
- 2) DSP Z 9004 技術変更提案の様式

b) 法令等

- 1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 2) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 3) 自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）

c) 技術指令書

- 1) 個別TO等

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては、車両等の特性、状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

なお、整備工数等については、FAINES又は自動車整備標準作業点数表を基準とし、設定する。

a) 定期点検

- 1) 航空自衛隊車両等整備基準に定めるI検査又はM検査を実施するものとする。
- 2) I検査又はM検査については、付表1「車両等作業用紙」及び付表2「特殊装置検査基準」に基づき目視点検、機能点検又は計測器等の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するのに必要な作業の要否を確認する。確認の結果を自動車点検基準に定められた点検整備記録簿等に記録するものとする。
- 3) 定期点検に先立ち、附属品、予備品を車両等に備え付けられている車歴簿の附属品、工具員数表により、員数を確認し付表3「車両等員数表」に記録するものとする。

b) その他の整備 個別仕様書で規定した作業を実施する。

- c) 分解検査 定期点検の結果、判明した要修理箇所を整備するため必要な単位に分解する。また、分解した部品は個別仕様書に引用する技術指令書に定める整備基準等に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い車両等が規定の性能

品 名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）
-----	-------------------------------

を發揮するに必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品、材料（以下、部品等という。）を判定する。確認の結果を付表4「必要部品及び修理要領明細書」に記録するものとする。

d) 修理等

- 1) 交換 この仕様書の分解検査において交換を要すると判定された部品等を交換する。官給品の場合は付表5「官給部品使用明細書」、会社準備品の場合は付表6「材料使用明細書」に記録する。
 - 2) 加工 修理のため要修理品の状態、特性に応じ最も適した方法で行う。
 - 3) 組立・調整 この仕様書の分解検査において使用可能品と判定されたもの、修理等の交換及び組立・調整において修復した部品等を、車両等の性能を發揮させるため適正な手順、方法により組立、必要に応じ各部位を調整する。
 - 4) 潤滑 車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため、適合した油脂を選定（官給品を除く。）のうえ適正量を給油する。
- e) 塗装等 部分塗装を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させるものとする。
- f) 作業の中止 次に示す場合は作業を一時中止し、監督官に申し出て監督官の指示を受けるものとする。
- 1) 車両等を修復するため、仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合。
 - 2) 当該車両等が整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合。ただし、この仕様書の修理不能の修理限度を超える場合に該当する場合は、付表7「修理不能品発生（見込）報告書」を作成し監督官に提出するものとする。

2.2 材料

- a) 整備作業に必要な部品、材料は個別仕様書で規定したものを除き契約相手方において準備する。
- b) 部品、材料は原則として製造会社の純正部品及び付表8「優良自動車部品一覧表」に示す優良部品とする。また、別表1と別表2に定める割引率を適応するものとする。
- c) 整備作業において、修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は活用を図るものとする。ただし、流用は同一契約の範囲とする。

3 品質保証

3.1 監督・検査

検査官等は、役務について契約担当官の定める監督及び検査事務処理要領により実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

品 名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）
-----	-------------------------------

- a) 点検整備記録簿
- b) 車両等作業用紙（付表 1）
- c) 車両等員数表（付表 3）
- d) 必要部品及び修理要領明細書（付表 4）
- e) 官給部品使用明細書（付表 5）
- f) 材料使用明細書（付表 6）
- g) 修理不能品発生（見込）報告書（付表 7）
- h) その他契約担当官の指示するもの。

4.2 官給品

原則として官給を受けなければならない。

4.3 付属品・予備品

付属品・予備品の整備は、個別仕様書で特に規定した場合を除き原則として整備の対象外とする。

4.4 秘密保全・安全管理

- a) 契約相手方は、自衛隊車両の情報を第三者に漏らしてはならない。
- b) 契約相手方は、自衛隊車両の写真撮影については役務に必要な場合のみとし、監督官の許可を得るものとする。また、写真、ファイル及びデータについては、監督官へ提出後、完全に消去し保持しないものとする。

4.5 その他必要な事項

- a) 契約相手方の不注意によって発生した事故における賠償及び補償等については、契約相手方の責任において行うものとする。
- b) 契約相手方は、この仕様書に記載されていない事項で関係法令上、当然実施しなければならない事項については、その法令に基づき確実に実施する。また、疑義が生じた場合には、監督官と協議するものとする。
- c) 仕様書の内容に相違がある場合、明示のない場合又は不具合が生じた場合は監督官と協議するものとする。
- d) 車両の搬出、搬入は官側が行うものとする。

付表1-車両等作業用紙

車両等作業用紙 (一般車両)				整備作業チェック記号																									
車種		検査の種類	I: <input type="checkbox"/> M: <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/>	✓ 良好	T 締付																								
			管理換: ※印	× 調整	C 清掃																								
自動車番号		所属部隊		×× 取換	L 給油																								
				××× 修理	/ 該当なし																								
開始日付		完了日付		分解したら記号を○で囲む																									
点検項目			記	備考	点検項目			記	備考																				
I. かじ取り装置				2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																									
1. ハンドルの操作具合				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																									
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																									
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																									
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				6. リア・ホイール・ベアリングのがた																									
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷				IV. 緩衝装置																									
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				1. リーフ・スプリングの損傷 ※																									
7. ホイール・アライメント				2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																									
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド																									
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※				(2) スプリング・ブラケットの取付部																									
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				(3) リーフ・スプリング・ピンなどの連結部																									
				(4) トルク・ロッド (ラジラス・ロッド) の連結部																									
II. 制動装置				3. コイル・スプリングの損傷																									
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間※				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																									
2. ブレーキの効き具合 ※				(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット																									
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※				(2) サスペンションの各連結部のがた																									
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※				(3) サスペンション各部の損傷、ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷																									
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				5. エア・サスペンションのエア漏れ																									
6. リザーバ・タンクの液量 ※				6. エア・サスペンションのペロローズの損傷																									
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																									
8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷				8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能																									
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※																									
10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク				V. 動力伝達装置																									
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> <td>後 mm</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> </tr> </table>				前輪	左	前 mm	右	前 mm	後 mm	左	前 mm	右	前 mm			後 mm		後 mm			後 mm		後 mm	1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチが切れたときの床板との隙間					
前輪	左	前 mm	右	前 mm	後 mm	左	前 mm	右	前 mm																				
		後 mm		後 mm			後 mm		後 mm																				
11. ブレーキ・チャンパの機能				(1) クラッチ・ペダルの遊び																									
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能				(2) リーズ・フォーク先端の遊び																									
13. ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり				(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間																									
14. ブレーキ倍力装置の機能				(4) プッシュロッド寸法等																									
15. ブレーキ・カムの摩耗				2. クラッチの作用																									
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				3. クラッチ液の量																									
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗				4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																									
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				5. トランスミッション、トランスファのオイル量																									
19. バック・プレートの状態				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み																									
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間				7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷																									
21. ブレーキ・パッドの摩耗 ※ライニング又はパッドの厚				8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの継手部のがた																									
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> <td>後 mm</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> </tr> </table>				前輪	左	前 mm	右	前 mm	後 mm	左	前 mm	右	前 mm			後 mm		後 mm			後 mm		後 mm	(1) スプライン部の摩耗によるがた					
前輪	左	前 mm	右	前 mm	後 mm	左	前 mm	右	前 mm																				
		後 mm		後 mm			後 mm		後 mm																				
				(2) 自在継手部の摩耗によるがた																									
				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセカンド・ベアリングのがた																									
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																									
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み				VI. 電気装置																									
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				1. スパーク・プラグの状態																									
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗				2. 点火時期																									
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				3. ディストリビュータのキャップの状態																									
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能				4. バッテリのターミナル部の緩みと腐食 ※																									
III. 走行装置				5. 電気記録の接続部の緩みと損傷 ※																									
1. タイヤの状態 ※				VII. 原動機																									
(1) タイヤの空気圧 (スペア・タイヤ含む)				1. 低速と加速の状態																									
(2) タイヤの亀裂、損傷				2. 排気の状態																									
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗				<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>CO</td> <td>HC</td> <td>黒煙</td> </tr> </table>						CO	HC	黒煙																	
CO	HC	黒煙																											
*タイヤの溝の深さ				3. エア・クリーナ・エレメントの状態																									
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> <td>後 mm</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> </tr> </table>				前輪	左	前 mm	右	前 mm	後 mm	左	前 mm	右	前 mm			後 mm		後 mm			後 mm		後 mm	4. エア・クリーナの油の汚れと量					
前輪	左	前 mm	右	前 mm	後 mm	左	前 mm	右	前 mm																				
		後 mm		後 mm			後 mm		後 mm																				
				5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態																									
				6. エンジン・オイルの漏れ																									

付表1-車両等作業用紙 (続き)

7. 燃料漏れ	※			3. デフロスタの作用		
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※			4. 施錠装置の作用		
9. 冷却水漏れ	※			5. エキゾースト・パイプ、マフラー等の取付けの緩みと損傷		
Ⅶ. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置				6. マフラーの機能		
1. メターリング・バルブの状態				7. 火花防止装置の状態		
2. プローパーバイ・ガス還元装置の配管等の損傷				8. エア・タンクの凝水		
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷				9. エア・コンプレッサの機能		
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷				10. ブレッシュャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷				11. 非常口の扉の機能		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷				12. 車枠、車体の緩みと損傷	※	
7. 二次空気供給装置の機能				13. 連結装置のカブラの機能と損傷		
8. 排気ガス再循環装置の機能				14. 連結装置のピントル・フックの摩耗、亀裂、損傷		
9. 減速時排気ガス減少装置の機能				15. シート・ベルトの状態		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態				16. 開扉発車防止装置の機能		
Ⅸ. 附属装置等				17. シヤシ各部の給油脂状態	※	
1. ホーン的作用	※			18. 車載式故障診断装置の診断の結果		
2. ワイパー及びウィンド・ウォッシャ的作用	※					
※印の項目のみであれば整備員および整備隊長の長欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は記名で可、検査員欄及び整備幹部欄は省略可。						
付記又は特記事項						
次回定期検査予定年月日			次回定期検査合格見込み		× 不合格	
次回定期検査不合格見込みの理由						
整備員		検査員		整備幹部		支援整備担当部隊等の長

付表1-車両等作業用紙 (続き)

車両等作業用紙 (施設、荷役、その他の車両等)				整備作業チェック記号		
車種	検査の種類		I: <input type="checkbox"/> M: <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/> 管理換: ※印	✓ 良好	T 締付	
自動車番号	所属部隊			× 調整	C 清掃	
開始日付	完了日付			×× 取換	L 給油	
				××× 修理	/ 該当なし	
点検項目			記	備考	点検項目	
I. かじ取り装置			記	備考	点検項目	
1. ハンドルの操作具合					2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み	
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※					3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷	
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み					4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷	
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷					5. フロント・ホイール・ベアリングのがた	
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷					6. リア・ホイール・ベアリングのがた	
6. ステアリング・ナックル連結部のがた					IV. 緩衝装置	
7. ホイール・アライメント					1. リーフ・スプリングの損傷	※
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷					2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷	
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※					(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド	
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み					(2) スプリング・ブラケットの取付部	
II. 制動装置					(3) リーフ・スプリング・ピンなどの連結部	
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間※					(4) トルク・ロッド (ラジマス・ロッド) の連結部	
2. ブレーキの効き具合 ※					3. コイル・スプリングの損傷	
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※					4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷	
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※					(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット	
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態					(2) サスペンションの各連結部のがた	
6. リザーバ・タンクの液量 ※					(3) サスペンション各部の損傷、ボール・ジョイントの ダスト・ブーツの亀裂、損傷	
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷					5. エア・サスペンションのエア漏れ	
8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷					6. エア・サスペンションのベローズの損傷	
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷					7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷	
10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク					8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能	
前輪 左 前 mm 右 前 mm 後 mm 左 前 mm 右 前 mm 後 mm					9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷	※
III. 走行装置					V. 動力伝達装置	
11. ブレーキ・チャンバの機能					1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れた ときの床板との隙間	
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、 リレー・バルブの機能					(1) クラッチ・ペダルの遊び	mm
13. ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり					(2) リリース・フォーク先端の遊び	mm
14. ブレーキ倍力装置の機能					(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間	mm
15. ブレーキ・カムの摩耗					(4) プッシュロッド寸法等	mm
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間					2. クラッチの作用	
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗					3. クラッチ液の量	
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷					4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ	
19. バック・プレートの状態					5. トランスミッション、トランスファのオイル量	
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間					6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み	
21. ブレーキ・パッドの摩耗 ※ライニング又はパッドの厚					7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部の ダスト・ブーツの亀裂と損傷	
前輪 左 前 mm 右 前 mm 後 mm 左 前 mm 右 前 mm 後 mm					8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの継手部のがた	
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷					(1) スプライン部の摩耗によるがた	
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み					(2) 自在継手部の摩耗によるがた	
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間					9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた	
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗					10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量	
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷					VI. 電気装置	
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能					1. スパーク・プラグの状態	
III. 走行装置					2. 点火時期	
1. タイヤの状態					3. ディストリビュータのキャップの状態	
(1) タイヤの空気圧 (スベア・タイヤ含む)					4. バッテリのターミナル部の緩みと腐食	※
(2) タイヤの亀裂、損傷					5. 電気配線の接続部の緩みと損傷	※
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗					VII. 原動機	
※タイヤの溝の深さ					1. 低速と加速の状態	
前輪 左 前 mm 右 前 mm 後 mm 左 前 mm 右 前 mm 後 mm					2. 排気の状態	
					CO	HC
					黒煙	
					3. エア・クリーナ・エレメントの状態	
					4. エア・クリーナの油の汚れと量	
					5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態	
					6. エンジン・オイルの漏れ	

付表1ー車両等作業用紙（続き）

7. 燃料漏れ	※		18. 車載式故障診断装置の診断の結果		
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		X. 施設、荷役、その他の車両等		
9. 冷却水漏れ	※		1. キャリッジ	※	
VII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置			2. 操作レバー・リフト、チルト	※	
1. メーターリング・バルブの状態			3. チェーン・リフト、ドライブ	※	
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管等の損傷			4. ケーブル・ウインチ、ホイスト	※	
3. 燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷			5. シリンダー・リフト、チルト	※	
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷			6. 油圧ポンプ	※	
5. 燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェック・バルブの損傷			7. 一般漏えい油、水、空気	※	
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷			8. 旋回機構		
7. 二次空気供給装置の機能			9. マスト本体、ブーム		
8. 排気ガス再循環装置の機能			10. 安全クラッチ、減速機構	※	
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			11. ドラム	※	
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			12. 昇降機構	※	
IX. 附属装置等			13. コミュテータ、ブラシ	※	
1. ホーンの作用	※		14. コントローラ	※	
2. ワイパー及びウィンド・ウォッシャの作用	※		15. パワー・テイク・オフ	※	
3. デフロスタの作用			16. 索導器	※	
4. 施錠装置の作用			17. クレーン・アタッチメント	※	
5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷			18. キャタピラ	※	
6. マフラの機能			19. 排土板、スクレーパ	※	
7. 火花防止装置の状態			20. フィフス・ホイール	※	
8. エア・タンクの凝水			21. 補助脚	※	
9. エア・コンプレッサの機能			22. キング・ピン・摩耗、破損、カップラ結合箇所	※	
10. ブレッシュヤ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能			XI. かく座機収容器材、100tオールテレーンクレーン		
11. 非常口の扉の機能			1. 操向装置	※	
12. 車枠、車体の緩みと損傷	※		2. 操向アライメント		
13. 連結装置のカブラの機能と損傷			3. クレーン・エンジン	※	
14. 連結装置のピントル・フックの摩耗、亀裂、損傷			4. クレーン電気系統	※	
15. シート・ベルトの状態			5. 補助脚	※	
16. 開扉発車防止装置の機能			6. 通話装置	※	
17. シヤシ各部の給油脂状態	※				
※印の項目のみであれば整備員欄及び整備隊長等の長欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は記名で可、検査員欄及び整備幹部欄は省略可。					
付記又は特記事項					
次回定期検査予定年月日		次回定期検査合格見込み		× 不合格	
次回定期検査不合格見込みの理由					
整備員		検査員		整備幹部	支店整備担当部長等の長

付表 2 - 特殊装置検査基準

点検項目	検査時期		点検の実施方法
	FI	FM	
1. キャリッジ	○	○	次の点検を実施する (1) 背当て(バックレスト)の安全度を検査する。フォークの曲がり を検査し、ロック・ピンが定位置に固着されていることを確かめる。 (2) ローラー及びシューの接着、摩耗、き裂及び破損を検査する。キャ リッジ及びマスト・アッセンプリの損傷またはアライメントが正し くないかを検査する。すべてのボルト、ナットを締付ける。 (3) シリンダの漏れを点検する。
2. 操作レバー	○	○	次の点検を実施する (1) リンク機構、ペダル及びケーブル全体の作動良好と給油を検査す る。 (2) ロッド、ピン、クレビス及びケーブル、ブッシュまたはベアリン グの状態、調整が正しいか及び確実にしまっているかを検査する。 キーパー、コッター、ピン及びボルトが確実に定位置に固定されて いることを確認する。
3. チェーン	○	○	チェーンの外部状態を点検し、破損過度の摩耗の有無を点検する。
4. ケーブル	○	○	ケーブルの外部状態を点検し、ドラム等に整然と巻き取られているこ とを確認する。ケーブルの破損、錆、過度の摩耗、よれ、こぶ及びより 線の断線の有無を点検する。
5. シリンダ	○	○	次の点検を実施する (1) シール、ガスケット、ブーツ、パッキン及び配管の機能良好、取 付けの確実及び漏洩を点検する。 (2) ピストン・ロッド、パッキン押えを締める。(ロッドの表面には 薄い膜が必要であるからあまり締めつけ過ぎてはいけない。)
6. 油圧ポンプ	○	○	往復運動式、遠心式、ダイアフラム式ポンプ、ピストン、インペラ、 ダイアフラム及びシャフトの漏れ、アライメント及び過度の摩耗を検査 する。
7. 一般漏えい	○	○	次の点検を実施する (1) 原動機以外の水、空気、油系統の漏えいを綿密に点検する。 (2) ローラー・ベアリング、シャフト及びローラーの摩耗を点検する。 ローラーは円滑に回転することを確かめる。 (3) ローラーの通路は清浄にして平滑でなければならない。
8. 旋回機構	○	○	次の点検を実施する (1) 作動良好、取付けの確実を点検し、摩耗度は、使用可能程度を超 えていないかを確かめる。 (2) 給油の適正を点検する。
9. マスト本体、ブーム	○	○	安全的状態を点検する。メンバーの破損と安全度、シーブの過度の摩 耗あるいはケーブルを破損する恐れのあるフランジの破損を点検する。 ブッシュとピンの過度の摩耗を点検し、ピン、リテーナが確実であるこ とを確認する。ブーム・ケーブルのよれこぶ及びより線のすり切れ又は 断線を点検する。ケーブルは切損するおそれがある前に交換する。すべ ての取付けを確実に締付ける。
10. 安全クラッチ、減速機構	○	○	機能良好、正規の調整、取付けの確実並びに油漏れを点検する。
11. ドラム	○	○	次の点検を実施する (1) 外部状態を点検、機能良好及びアライメントを点検する。 (2) ドラムのベアリングの過度の摩耗を点検し、シールは良好な状態 であることを確認する。
12. 昇降機構	○	○	次の点検を実施する (1) 作動良好、取付けの確実、アライメント及び給油を点検する。ハ ウジングのシールとガスケットの漏れ及びき裂を点検する。ドラム のブッシュが作動に影響するほど摩耗していないか点検する。ケー ブルの錆、過度の摩耗、よれ、こぶ及びより線の断線を点検する。 ケーブルはドラムに整然と巻き取られているかを確認する。シーブ、 ベアリングと取付けの状態を点検する。 (2) シーブ(つな車)はケーブルをいためつけるほど破損又は摩耗し ていないかを点検する。

付表 2 - 特殊装置検査基準 (続き)

点検項目	検査時期		点検の実施方法
	FI	FM	
13. コミュテータ及びブラシ	○	○	次の点検を実施する (1) コミュテータ及びブラシの摩耗状態並びに、レギュレータの機能を点検する。 (2) コミュテータ、ベアリングの摩耗と油止めの漏れを点検する。 (3) オイル及びグリースが過度にないことを点検しよごれがあれば清掃する。
14. コントローラ	○	○	スイッチ、ギヤ、配線及びサーキット・ブレーカの作動状態の点検、すべての部品が正しく、確実に取付けてあること及び電気的接続が確実にあることを点検する。すべての取付ボルトを確実に締めつけること。
15. パワー・テイク・オフ	○	○	次の点検を実施する (1) 機能良好、正規の調整取付けの確実及び漏れを次の個所について点検する。 (2) プロペラ・シャフト、ユニバーサル・ジョイント、ピロー・ブロック、ドライブ・チェーン、スラック、アジャスタ、コントロール・レバー
16. 索導器 (FAIRLEAD) (クレーン全般に適用)	○	○	ブッシュ、ピン、シーブ及びマウンティングの過度の摩耗を点検する。ケーブルの摩耗、より線のすり切れ又は切損並びにフラット・スポットを点検する。
17. クレーン・アタッチメント	○	○	次の点検を実施する (1) ブームの各軸受部、溶接部及び全般について点検する。割れ、歪み、損傷等の有無を点検する。 (2) 各シーブの変形、溝の著しい摩耗及びフランジの偏摩耗等の有無を点検する。 (3) 軸と軸金の摩耗を点検し、間隔が規定以上のときは調整する。
18. キャタピラ	○	○	次の点検を実施する (1) キャタピラに変形、き裂等が入っていないか点検する。センター・ガイドの摩耗による破損はどうか。 (2) リベットのゆるみはないかを調べ、過度の摩耗及び破損が有れば交換する。 (3) 連結チェーンのマスター・ピンが確実に締まっているかを点検する。破損又は過度に曲ったトラック・シールは交換する。
19. 排土板及びスクレーパ	○	○	排土板、サークル・ピン、キング・ピン、ピボット・ソケット及びホルルの過度の摩耗と全般的状態を点検する。取付ボルトのゆるみ点検、スクレーパに変形及び破損はないか、過度の摩耗又はき裂の有無を点検する。
20. フィフス・ホイール	○	○	次の点検を実施する (1) 締付け、取付けが正常な状態にあり、ゆるみ、破損等がなく作動が良好であるか点検する。 (2) 給油の状態を検査する。キング・ピン・ロックは正しく作動するか、キング・ピンに過度の摩耗はないかを点検する。
21. 補助脚	○	○	次の点検を実施する (1) 補助脚を手動しその作動状態を点検する。 (2) 各締付部、取付け部が正常であるか、破損がないか点検する。
22. キング・ピン	○	○	キング・ピンは正常な状態にあるか、摩耗破損等の欠陥がないか作動状態が良好か、カップラとの結合個所は完全であるか点検する。
23. 荷物室冷却装置	○	○	荷物室冷却装置は正常な状態にあるか、コンデンサー及びモーターに異常・損傷はないか、作動状態が良好か、温度センサーは適切であるか点検する。
24. 積み込み装置	○	○	積み込み装置が円滑に作動するか、緊急停止ボタンは作動するか、ロック機構は正常か点検する。
25. 各種安全装置	○	○	緊急停止装置、警音装置等は作動するか点検する。

付表 4-1 必要部品及び修理要領明細書

必要部品及び修理要領明細書	
調達要求番号	_____
契約番号	_____
物品番号	_____
品名(型式)	_____
一連番号	_____
適用技術図書	_____ 発行 年 月 日
会社名	_____
監督官名	_____
確認年月日	_____

注：適用技術図書は、本表作成に使用したTO（日付を含む。）のみ記載する。

付表7-修理不能品発生(見込)報告書

修理不能品発生(見込)報告書

航空自衛隊

第1警戒隊

契約担当官殿

住所

会社名

代表者名

調達要求番号		数量	
契約番号		金額	
契約年月日		納期	
品名			

上記契約について、修理限度額超過が見込まれますので、指示されたく報告します。

監督官確認

年月日

階級

氏名

付表7－修理不能品発生（見込）報告書（続き）
計 算 内 訳 資 料

1	品 名	
2	物 品 番 号	
3	数 量	
4	取 得 価 格	
5	一 連 番 号	
6	直 接 材 料 費 加 工 費 直 接 経 費	
	（ 製 造 原 価 ） 一 般 管 理 費	
	（ 総 原 価 ） 支 払 利 子 利 益 梱 包 ・ 輸 送 費	
	（ 修 理 費 ）	
7	官 給 部 品 費	
8	総 修 理 費	
9	（ 8 ÷ 4 ）（ % ）	
10	摘 要	

付表 8 - 優良自動車部品一覧表

優良自動車部品一覧表

番号	品名	指定銘柄
1	ファンベルト	三ツ星ゴム、バンドー化学、
2	スパークプラグ	日本特殊陶業 (NGK) 、デンソー
3	ランプバルブ	小糸製作所、フィリップス、日星工業、市光工業 エスワイエス、スタンレー電気、東芝ライテック
4	ワイパーブレード	日本ワイパーブレード、マルエヌ
5	フィルターエレメント (専用品を除く)	東洋エレメント工業、アルプス工業、日東工業、 エイケン工業、日本マイクロフィルター工業、 パシフィック工業、ユニオン工業

別表1

部品割引率一覧表		
品名	部品区分	割引率
純正部品	トヨタ部品	13.0%
トランスミッション・トランスファー 及びアクスル各ASSY	〃	13.0%
純正部品	日産部品	14.0%
ノズル	〃	14.0%
ノズルアンドホルダーASSY及 びその構成部品(ノズルは除く)	〃	14.0%
トランスミッション・トランスファー 及びアクスル各ASSY	〃	14.0%
純正部品	日野自動車部品	15.0%
ノズル	〃	15.0%
ノズルアンドホルダーASSY及 びその構成部品(ノズルは除く)	〃	15.0%
トランスミッション・トランスファー 及びアクスル各ASSY	〃	15.0%
純正部品	UDトラック部品	10.0%
ノズル	〃	35.0%
ノズルアンドホルダーASSY及 びその構成部品(ノズルは除く)	〃	20.0%
トランスミッション・トランスファー 及びアクスル各ASSY	〃	15.0%
純正部品	いすゞ部品	15.0%
ノズル	〃	15.0%
ノズルアンドホルダーASSY及 びその構成部品(ノズルは除く)	〃	15.0%
トランスミッション・トランスファー 及びアクスル各ASSY	〃	15.0%
純正部品	三菱ふそう部品	13.0%
ノズル	〃	13.0%
ノズルアンドホルダーASSY及 びその構成部品(ノズルは除く)	〃	13.0%
トランスミッション・トランスファー 及びアクスル各ASSY	〃	13.0%
純正部品	新明和工業	3.0%
純正部品	古河ユニック	3.0%
純正部品	極東開発工業	5.0%

別表2

優良自動車部品割引率一覧表		
品名	指定銘柄	割引率
ファンベルト	三ツ星ゴム バンドー化学	53.0%
スパークプラグ	日本特殊陶業(NGK) デンソー	53.0%
ランプバルブ	小糸製作所 フィリップス 日星工業 市光工業 エスワイエス スタンレー電気 東芝ライテック	53.0%
ワイパーブレード	日本ワイパーブレード マルエヌ	53.0%
フィルターエレメント (専用品は除く)	東洋エレメント工業 アルプス工業 日東工業 エイケン工業 日本マイクロフィルター工業 パシフィック工業 ユニオン工業	53.0%